

第14回標茶町農業委員会総会会議録

開催年月日 平成30年7月26日(木曜日)

開催場所 標茶町役場議場

○議事日程

- | | | |
|-----|---------------------------------|----|
| 第1 | 会議録署名委員の指名について | |
| 第2 | 会期決定について | |
| 第3 | 会務報告 | |
| 第4 | 報告第39号 農用地の賃貸借に係る合意解約について | 2件 |
| 第5 | 報告第40号 農用地譲渡申出に係るあっせん結果について | 1件 |
| 第6 | 報告第41号 農地法第5条の規定による許可申請の取下げについて | 1件 |
| 第7 | 議案第65号 現況証明願について | 1件 |
| 第8 | 議案第66号 農業振興地域整備計画の変更について | 6件 |
| 第9 | 議案第67号 農地法第3条の規定による許可申請について | 2件 |
| 第10 | 議案第68号 農地法第4条の規定による許可申請について | 1件 |
| 第11 | 議案第69号 農地法第5条の規定による許可申請について | 3件 |
| 第12 | 議案第70号 農用地の買入協議に係る要請について | 1件 |
| 第13 | 議案第71号 農用地利用集積計画の作成の要請について | 5件 |

○出席委員(14名)

- | | | | | | |
|-----|---------|-----|---------|-----|---------|
| 1番 | 澁谷 洋 君 | 2番 | 高松 俊男 君 | 3番 | 高原 文男 君 |
| 4番 | 橘 澄子 君 | 5番 | 嶋中 勝 君 | 6番 | 甲斐やす子 君 |
| 7番 | 森田 享子 君 | 8番 | 大泉 義明 君 | 9番 | 渡邊 裕義 君 |
| 10番 | 平間 清 君 | 11番 | 類瀬 正幸 君 | 13番 | 津野 齊 君 |
| 15番 | 高橋 政寿 君 | 16番 | 佐瀬日出夫 君 | | |

○議事参与の制限を受けた委員(1名)

- 番 ■ 君

○欠席委員(2名)

- 12番 熊谷 英二 君 14番 笛木 眞一 君

○その他出席者

- | | | | |
|------|---------|------|---------|
| 事務局長 | 相撲 浩信 君 | 振興係長 | 小幡 裕也 君 |
| 主 査 | 高橋 望 君 | 主 事 | 湊谷 省吾 君 |

(会長 佐瀬日出夫君、議長席に着く。)

◎開会の宣告

○会長(佐瀬日出夫君) 只今から第14回標茶町農業委員会総会を開会致します。

只今の出席委員は14名、欠席2名であります。

よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による定足数に達しておりますので、本総会は成立致しました。

(午前10時29分開会)

◎開会の宣告

○会長(佐瀬日出夫君) 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名委員の指名

○会長(佐瀬日出夫君) 日程第1。会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第82条の規定により、

4番・橋君 5番・嶋中君

を指名致します。

◎会期の決定について

○会長(佐瀬日出夫君) 日程第2。会期決定を議題と致します。

第14回標茶町農業委員会総会の会期は本日1日限りと致したいと思ひます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、本総会の会期は本日1日と決定致しました。

◎会務報告

○会長(佐瀬日出夫君) 日程第3。会務報告を行います。

会務報告は印刷配布のとおりであります。

◎報告第39号

○会長(佐瀬日出夫君) 日程第4。報告第39号、農用地の賃貸借に係る合意解約について、内容2件を議題と致します。

お諮り致します。

番号1から番号2まで内容2件について審議の都合上一括議題に供したいと思ひます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号2まで内容2件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長(小幡裕也君) はい。

報告第39号について説明させていただきます。

農用地の賃貸借に係る合意解約について、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知があったので報告致します。

合意解約の通知があった土地の表示、別紙のとおり2件であります。

番号1。

賃貸人、[redacted]、[redacted]さん。

賃借人、[redacted]、[redacted]さん。

土地の表示、字オソツベツ259-3の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、6,521㎡。

設定内容は、賃貸借。

契約年月日は、平成28年6月30日。

契約期間は、平成28年6月30日から平成32年5月31日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日は、平成30年5月7日であります。

番号2。

賃貸人、[redacted]、[redacted]さん。

賃借人、[redacted]、[redacted]さん。

土地の表示、字雷別36-1。

地目、登記簿、原野。

現況、畑。

面積、13,824㎡外5筆、合計面積は73,070㎡。

設定内容は、賃貸借。

契約年月日は、平成28年6月30日。

契約期間は、平成28年6月30日から平成38年6月29日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日は、平成30年6月29日であります。

以上です。

○会長（佐瀬日出夫君）以上をもって、番号1から番号2まで内容2件について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君）ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君）ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号2まで、内容2件は報告のとおり承認されました。

以上をもって、報告第39号、内容2件は報告のとおり承認されました。

◎報告第40号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第5。報告第40号、農用地譲渡申出に係るあっせん結果について、内容1件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

報告第40号について説明させていただきます。

農用地譲渡申出に係るあっせん結果について次のとおり報告するものであります。

別紙のとおり1件となっております。

番号1。

あっせん譲渡申出者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

あっせん委員長、高橋委員。

あっせん委員、澁谷委員、高松委員、平間委員。

報告年月日、平成30年6月19日。

譲受人、地番、価格等については下記のとおりとなっております。

当該あっせん案件につきましては、譲渡申出があり上記あっせん委員が指名され、第1回あっせん委員会を開催し土地の価格を算定し譲渡人より了承を得て、第2回あっせん委員会を開催し、農用地の利用関係の調整を実施した結果、公益財団法人北海道農業公社に対し町を經由して買入の要請を行うこととなりましたので、報告致します。

土地の所在、字クチョロ原野73-1。

現況地目、畑。

面積、43,636㎡外6筆、合計面積は299,419.00㎡。

価格、7,070,000円。

一時貸付予定者、XXXXXXXXXXさん。

番号1につきましては、あっせん委員長であります高橋委員より、報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 15番・高橋君。

○15番（高橋政寿君） 15番・高橋です。

報告第40号、番号1について報告致します。

平成30年6月11日に、あっせん委員の指名があり、6月14日に澁谷委員、高松委員、平間委員と私、事務局より相撲局長、湊谷主事で現地調査を行い、価格を決定し、あっせん委員長に互選された私より、XXXXXXXXXXさんに価格を提示したところ、譲渡の承諾を得ましたので、6月19日に、XXXXXXXXXXにおきまして第2回あっせん委員会を開催し、譲受希望者を調整したところ、XXXXXXXXXXさんに決定致しましたが、譲受人より公益財団法人北海道農業公社による農地保有合理化事業の実施の要望がありましたので、標茶町に対し買入協議の要請を行うものです。

詳細については、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びににあっせんにあたられました、15番・高橋君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

以上をもって、報告第40号、内容1件は報告のとおり承認されました。

◎報告第41号

○会長(佐瀬日出夫君) 日程第6。報告第41号、農地法第5条の規定による許可申請の取下げについて内容1件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

なお、[]番・[]君は、農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象になっておりますので、除斥を求めます。

([]君退席)

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係(湊谷省吾君) はい。

報告第41号について説明させていただきます。

農地法第5条の規定による許可申請の取下げについて、農地法第5条の規定による農地等転用のための権利移転(設定)の許可申請があった下記の件について、申請者より許可申請の取下げがありましたので、報告するものであります。

番号1。

譲渡人、[]、[]さん。

譲受人、[]、[]さん。

議案番号につきましては、平成30年5月25日議案第54号、番号1について審議された案件となっております。

以上です。

○会長(佐瀬日出夫君) 以上をもって事務局の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

以上をもって、報告第41号、内容1件は報告のとおり承認されました。

([]君復席)

◎議案第65号

○会長(佐瀬日出夫君) 日程第7。議案第65号、現況証明願について、内容1件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長（小幡裕也君） はい。

議案第65号について説明させていただきます。

現況証明願について、北海道農地法関係事務処理要領に基づき願出のあった、下記の土地の現況証明願について議決を求めるものであります。

別紙のとおり1件であります。

番号1。

土地の所在、字西熊牛原野22-9。

登記簿地目、畑。

現況、農地、採草放牧地以外。

面積、2,185㎡。

農地区分、一般民有地。

利用状況、未利用地。

所有者名は、XXXXXXXXXXさん。

申請者名は、XXXXXXXXXXさん。

調査委員は、嶋中委員、森田委員、渡邊委員、熊谷委員。

調査年月日は、平成30年7月13日であります。

なお、調査結果につきましては、5番・嶋中委員よりご報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 5番・嶋中君。

○5番（嶋中 勝君） 5番・嶋中。

議案第65号、番号1について報告致します。

7月10日付けで、調査依頼がありまして7月13日に森田委員、渡邊委員、熊谷委員と事務局より小幡係長、湊谷主事と申請人のXXXXXXXXXXさんの案内で現地調査をまいりました。

配布資料の2ページをご覧ください。

22-9の現況は、町道からの取付道路や立木が並ぶ状態となっております。

この状態から、当該地は農地、採草放牧地以外であるということを確認してまいりました。

以上報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって事務局の説明並びに、現地調査にあられました、5番・嶋中君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

以上をもって、議案第65号、内容1件については原案可決されました。

◎議案第66号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第8。議案第66号、農業振興地域整備計画の変更について、内容6件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君）はい。

議案第66号について説明させていただきます。

農業振興地域整備計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2に基づき、標茶町長より意見を求められた下記の件について、意見を求めるものであります。

意見を求められた土地の表示は、別紙のとおり6件となっております。

番号1。

区分、用途区分変更。

地番、字虹別原野408番地1。

現況地目、畑。

面積、53,231㎡の内5,903.47㎡。

事業計画の名称、農業用施設の整備のため。

事業主体、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

事業開始、変更後。

事業の規模等、スタック1,600㎡。

土地所有者、XXXXXXXXXXさん。

事業の必要性、緊急性、新たに農業用施設を整備するものであります。

他法令の許認可の見通しは、農地法第5条申請中。

土地選定の理由、当該地は、農業用施設の建設に営農上最適であるとともに周辺には農用地以外に代替すべき土地が無く、周辺農用地への支障も軽微なことからやむを得ず選定するものであります。

なお番号1につきましては、調査委員であります渡邊委員より報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 9番・渡邊君。

○9番（渡邊裕義君） 9番・渡邊です。

議案第66号、番号1について報告致します。

7月11日に事務局より調査の依頼がありました。

7月13日に嶋中委員、森田委員、熊谷委員、事務局より小幡係長と湊谷主事と私とで現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の3ページから5ページに記載されていますのでお目通しをお願い致します。

この案件は、XXXXXXXXXXで酪農を営むXXXXXXXXXXさんが、借入地にスタックを建設をするため、農振農用地区域内の農地を農地以外にすることを標茶町に申請をし、その変更が妥当かどうかの意見を町より求められたものであります。

この変更を受けようとする土地の表示及び状況、面積は記載のとおり確認いたしております。

変更しようとする内容及び、目的、計画についても記載のとおり確認をしております。

今回の変更面積につきましては、農業用施設の建設としては妥当な面積と判断致します。

周囲には農地等以外に代替地がなく、周辺農用地等への影響も軽微なことからやむを得ないものと判断をいたしました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びに現地調査にあられました9番・渡邊君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

続いて番号2を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係(湊谷省吾君) はい。

番号2について説明させていただきます。

番号2。

区分、用途区分変更。

地番、字栄47番地1。

現況地目、畑。

面積、14,230㎡の内6,047.64㎡。

事業計画の名称、牛舎建設・ロール置場・パドック施設整備事業。

事業主体、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

事業開始、変更後。

事業の規模等、牛舎447.12㎡、ロール置場2,535.63㎡、パドック2,696.42㎡。

土地所有者、XXXXXXXXXXさん。

事業の必要性、緊急性、新たに農業用施設を整備するものであります。

他法令の許認可の見通し、農地法第4条申請中。

土地選定の理由、当該地は農業用施設の建設に営農上最適であるとともに周辺には農用地以外に代替すべき土地が無く、周辺農用地への支障も軽微なことからやむを得ず選定するものであります。

番号2につきましては、調査委員であります森田委員より報告をお願い致します。

○会長(佐瀬日出夫君) 7番・森田君。

○7番(森田享子君) 7番・森田です。

議案第66号、番号2について報告致します。

7月9日に事務局より調査の依頼があり、7月13日に嶋中委員、渡邊委員、熊谷委員と事務局より小幡係長、湊谷主事と私で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の6ページから8ページに記載されておりますのでご覧ください。

この案件は、XXXXXXXXXXで酪農をするXXXXXXXXXXさんが、所有地に農業用施設を建設するため、農振農用地区域内の農地を農地以外にすることを、標茶町に申請し、その変更が妥当かどうかの意見を町より求められたものであります。

この変更を受けようとする土地の表示及び状況、面積は記載のとおりと確認しております。

変更しようとする内容及び目的、計画についても記載のとおり確認しております。

今回の変更面積につきましては、農業用施設の建設としては妥当な面積と判断致します。

周辺には農用地等以外の代替地もなく、周辺農用地等への影響も軽微なことから、やむを得ない

ものと判断いたしました。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号2について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました7番・森田君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については原案可決されました。

続いて番号3を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

番号3について説明させていただきます。

番号3。

区分、用途区分変更。

地番、字ルルラン16番地1。

現況地目、畑。

面積、45,962㎡の内30,575.60㎡。

事業計画の名称、ロール置場・スタック・作業敷地の確保。

事業主体、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

事業開始、変更後。

事業の規模等、ロール置場4,900㎡、スタック7,500㎡。

土地所有者、XXXXXXXXXXさん。

事業の必要性、緊急性、新たに農業用施設を整備するものであります。

他法令の許認可の見通し、農地法第5条申請中。

土地選定の理由、当該地は農業用施設の建設に営農上最適であるとともに周辺には農用地以外に代替すべき土地が無く、周辺農用地への支障も軽微なことからやむを得ず選定するものであります。

番号3につきましては、調査委員であります甲斐委員より、報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 6番・甲斐君。

○6番（甲斐やす子君） 6番・甲斐です。

議案第66号、番号3について報告致します。

7月10日に事務局より調査の依頼があり、7月18日に橋委員、類瀬委員、大泉委員と事務局より小幡係長、湊谷主事と私で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の9ページから11ページに記載されておりますのでご覧ください。

この案件は、XXXXXXXXXXで営農するXXXXXXXXXXさんが、借用地にスタックを建設するために、農振農用地区域内の農地を農地以外にすることを、標茶町に申請し、その変更が妥当かどうかの意見を町より求められたものであります。

この変更を受けようとする土地の表示及び状況、また除外しようとする面積は記載のとおりと確認しております。

変更しようとする内容及び目的、計画についても記載のとおり確認しております。

今回の変更面積につきましては、農用施設の建設としては妥当な面積と判断致します。

周辺には農用地以外の代替地がなく、周辺農用地等への影響も軽微なことから、やむを得ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号3について事務局の説明、並びに現地調査にあられました6番・甲斐君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

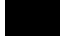
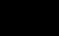
原案可決することにご異議ございませんか。


（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号3については原案可決されました。

続いて番号4を議題と致します。

なお、番・君は、農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象になっておりますので、除斥を求めます。

（君退席）

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

番号4について説明させていただきます。

番号4。



区分、用途区分変更。

地番、字阿歴内原野南4線154番地。

現況地目、畑。

面積、49,503㎡の内30,176.60㎡となっております。

事業計画の名称、乾草庫・育成舎・哺育舎・処理室・管理室・導入舎・隔離舎・飼料庫・堆肥舎・尿溜め・エプロン施設整備。

事業主体、、さん。

事業開始、変更後。

事業の規模等、乾草庫729㎡、育成舎5,224.5㎡、哺育舎463.32㎡、処理室113.4㎡、管理室64.8㎡、導入舎183.6㎡、隔離舎25.92㎡、飼料庫77.76㎡、堆肥舎900㎡、尿溜め19.25㎡、エプロン2,533.5㎡となっております。

土地所有者、さん。

事業の必要性、緊急性、新たに農業用施設を整備するものであります。

他法令の許認可の見通し、農地法第5条申請中。

土地選定の理由、当該地は農業用施設の建設に営農上最適であるとともに周辺には農用地以外に

代替すべき土地が無く、周辺農用地への支障も軽微なことからやむを得ず選定するものであります。

番号2につきましては、調査委員であります類瀬委員より報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 11番・類瀬君。

○11番（類瀬正幸君） 11番・類瀬。

議案第66号、番号4について報告致します。

7月10日に事務局より調査の依頼があり、7月18日に橘委員、甲斐委員、大泉委員、事務局より小幡係長、湊谷主事と私で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の12ページから15ページに記載されておりますのでご覧ください。

この案件は、[]で哺育事業を行う予定である[]さんが、取得を予定している土地に農業用施設を建設するために、農振農用地区域内の農地を農地以外にすることを、標茶町に申請し、その変更が妥当かどうかの意見を町より求められたものであります。

この変更を受けようとする土地の表示及び状況、面積は記載のとおりと確認しております。

変更しようとする内容及び目的、計画についても記載のとおり確認しております。

今回の変更面積につきましては、農業用施設の建設としては妥当な面積と判断致します。

周辺には農用地等以外の代替地もなく、周辺農用地等への影響も軽微なことから、やむを得ないものと判断いたしました。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号4について事務局の説明、並びに現地調査にあられました11番・類瀬君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号4については原案可決されました。

（[]君復席）

続いて番号5を議題と致します。

なお、[]番・[]君は、農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象になっておりますので、除斥を求めます。

（[]君退席）

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

番号5について説明させていただきます。

番号5。

区分、除外。

地番、字阿歴内原野南4線154番地。

現況地目、畑。

面積、49,503㎡の内837.62㎡。

事業計画の名称、農家住宅建設事業。

事業主体、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

事業開始、除外後。

事業の規模等、住宅137.25㎡。

土地所有者、[REDACTED]さん。

事業の必要性、緊急性、新たに農家住宅を建設するものであります。

他法令の許認可の見通し、農地法第5条申請中。

土地選定の理由、当該地は住宅建設地とすることにより農業経営の上で有利となり、周辺には農用地等以外の代替地も無く、周辺農用地等への影響も軽微なことからやむを得ず選定するものであります。

番号5につきましては、調査委員であります類瀬委員より報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 11番・類瀬君。

○11番（類瀬正幸君） 11番・類瀬。

議案第66号、番号5について報告致します。

7月10日に事務局より調査の依頼があり、7月18日に甲斐委員、橘委員、大泉委員、私、事務局より小幡係長、湊谷主事とで現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の12ページから15ページに記載されておりますのでご覧ください。

この案件は、[REDACTED]さんが、農家住宅の建設をするため、農振農用地区域内の農地を農地以外にすることを、標茶町に申請し、その変更が妥当かどうかの意見を町より求められたものであります。

調査の結果、妥当と判断し問題ないものと思われまます。

この除外を受けようとする土地の表示及び状況、除外しようとする面積は記載のとおりと確認しております。

除外しようとする内容及び目的、計画についても記載のとおり確認しております。

周辺に代替地もなく、周辺農用地等への影響も軽微なことから、やむを得ないものと判断いたしました。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号5について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました11番・類瀬君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号5については原案可決されました。

（[REDACTED]君復席）

続いて番号6を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君）はい。

番号6について説明させていただきます。

番号6。

区分、除外。

地番、字雷別68番地7。

現況地目、畑。

面積、181,000㎡の内596.58㎡。

事業計画の名称、電気通信基地局設備の建設。

事業主体、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

事業開始、8月6日。

事業の規模等、鉄塔等1式。

土地所有者、XXXXXXさん。

事業の必要性、緊急性、電気通信基地局設備を設置するものであります。

土地選定の理由、当該地は地理的に電波の伝搬に最適であり、周辺には農用地等以外の代替地も無く、周辺農用地等への影響も軽微なことからやむを得ず選定するものであります。

なお、番号3につきましては、調査委員であります類瀬委員より、報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 11番・類瀬君。

○11番（類瀬正幸君） 11番・類瀬。

議案第66号、番号6について報告致します。

7月10日に事務局より調査の依頼があり、7月18日に甲斐委員、橘委員、大泉委員、私、事務局より小幡係長、湊谷主事で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の16ページから19ページに記載されておりますのでご覧ください。

この案件は、XXXXXXXXXXさんが、携帯電話の基地局を設置するため、農振農用地区域内の農地を農地以外にすることを、標茶町に申請し、その変更が妥当かどうかの意見を町より求められたものであります。

調査の結果、妥当と判断し問題ないと思われま。

この除外を受けようとする土地の表示及び状況、また除外しようとする面積は記載のとおりと確認しております。

除外しようとする内容及び目的、計画についても記載のとおり確認しております。

周辺に代替地がなく、周辺農用地等への影響も軽微なことから、やむを得ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号6について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました11番・類瀬君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号6については原案可決されました。

以上をもって、議案第66号、内容6件は原案可決されました。

◎議案第67号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第9。議案第67号、農地法第3条の規定による許可申請について内容2件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

議案第67号についてご説明させていただきます。

農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による農地等の権利移転（設定）の許可申請があった下記の件について、議決を求めるものであります。

許可を受けようとする土地の表示は、別紙のとおり2件となっております。

番号1。

譲渡人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

譲受人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

土地の所在、字オソツベツ342。

地目、登記簿、畑。

現況、採放地。

面積、37,436㎡外1筆、合計面積は73,992㎡となっております。

契約の種類、売買。

権利移転設定の理由、相手方要望、粗飼料確保のため。

資金調達の方法及び価格、資金借入148,000円。

世帯員又は構成員、譲渡人が1名、譲受人が1名となっております。

畑、採放地につきましては、譲渡人が73,992㎡、譲受人が388,372㎡、うち借入地が137,256㎡となっております。

経営の状況につきましては、省略させていただきます。

番号1につきまして、高松委員に報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 2番・高松君。

○2番（高松俊男君） 2番・高松です。

議案第67号、番号1について報告致します。

6月22日に、事務局より調査依頼があり、6月26日に現地調査を行ってまいりました。

許可を受けようとする土地の表示及び状況は記載のとおり確認しました。

譲渡人のXXXXXXXXXXさんは、相手方の要望により農地を譲渡し、譲受人のXXXXXXXXXXさんは粗飼料確保のため今回の申請となりました。

権利を取得する、XXXXXXXXXXさんの世帯員、所有地及び経営地の状況は記載のとおり確認致しました。

XXXXXXXXXXさんが申請地を取得後の農地すべてについて、耕作を行い、農作業に常時従事するかについても、申請書に記載されたとおり確認致しましたので、農地すべてについて耕作に常時従事すると認められます。

XXXXXXXXXXさんの農地所有面積は申請地を含め、合計面積が46.2haとなりますので、下限面

積要件は満たしています。

権利取得後に農作業に従事し、耕作することによる周辺農地への影響はなく、効率的かつ総合的に利用されると認められます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当せず、要件を満たしており、許可については問題ないと判断致します。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びに現地調査にあたられたました2番・高松君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

続いて番号2を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

番号2についてご説明させていただきます。

番号2。

譲渡人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

譲受人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

土地の所在、字ヌマオロ原野基線118-2。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、12,984㎡。

契約の種類、売買。

権利移転設定の理由、譲渡人は既に離農しているため、譲受人は経営規模拡大のため。

資金調達の方法及び価格、自己資金323,000円。

世帯員又は構成員、譲渡人が2名、譲受人が3名となっております。

畑、採放地につきましては、譲渡人が12,984㎡、譲受人が535,005㎡となっております。

経営の状況につきましては、省略させていただきます。

番号2につきましては、調査委員であります高橋委員より報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 15番・高橋君。

○15番（高橋政寿君） 15番・高橋です。

議案第67号、番号2について報告致します。

7月6日に事務局より調査の依頼があり、7月11日に現地調査を行ってまいりました。

許可を受けようとする土地の表示及び状況は記載のとおり確認しました。

譲渡人のXXXXXXXXXXさんはすでに離農しているため、農地を譲渡し譲受人のXXXXXXXXXXさんは、経営

規模拡大のため今回の申請となりました。

権利を取得する[]さんの世帯員、所有地及び経営地の状況は記載のとおり確認致しました。
[]さんが申請地を取得後、農地すべてについて、耕作を行い、農作業に常時従事するかについても、申請書に記載のとおり確認しましたので、農地すべてについて耕作に常時従事すると認められます。

[]さんの農地所有面積は、申請地を含めると合計が約54.7haとなりますので下限面積要件は満たしております。

権利取得後に農作業に従事し、耕作することによる周辺農地への影響はなく、効率的かつ総合的に利用されると認められます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当せず、要件を満たしており、許可については問題ないと判断致します。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号2について事務局の説明、並びに現地調査にあられたました15番・高橋君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については原案可決されました。

以上をもって、議案第67号、内容2件は原案可決されました。

◎議案第68号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第10。議案第68号、農地法第4条の規定による許可申請について、内容1件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

議案第68号について説明させていただきます。

農地法第4条の規定による許可申請について、農地法第4条の規定による農地転用の許可申請があった下記の件について、意見を求めるものであります。

許可を受けようとする土地の表示は、別紙のとおり1件となっております。

番号1。

転用者、[]、[]

[]さん。

土地の所在、字栄47-1の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、6,047.64㎡。

農地区分、農振農用地区域内農地。

土地利用計画、農振農用地区域。

転用目的、農業用施設の建設。

転用計画内容、期間、許可日の日から永久。

牛舎1棟447.12㎡、ロール置場2,535.63㎡、パドック2,696.42㎡、作業スペース368.47㎡、事業費27,486,999円。

調査につきましては、渡邊委員、嶋中委員、森田委員、熊谷委員に依頼しております。

番号1につきましては、調査委員であります森田委員より報告をお願いします。

○会長（佐瀬日出夫君） 7番・森田君。

○7番（森田享子君） 7番・森田です。

議案第68号、番号1について報告致します。

7月9日に事務局より調査の依頼があり、7月13日に嶋中委員、渡邊委員、熊谷委員と事務局より小幡係長、湊谷主事と私で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の6ページから8ページに記載されていますのでご覧ください。

申請者は■■■■で営農する■■■■さんが、農業用施設の建設をするために農地の永久転用を申請するものです。

この転用を受けようとする土地の表示及び状況、また転用しようとする面積は、記載のとおりと確認しています。

農地区分は、農振農用地区域内にある農地と判断致します。

転用しようとする内容及び転用目的、転用計画につきましては、記載のとおり確認しております。

実行性、信用力については、転用にかかわる行為を遂行できると認められ、転用面積についても妥当な面積と判断を致します。

周辺農地へ及ぼす被害や支障等は認められません。

農振農用地区域内の農地は原則不許可ですが、今後も営農を続けるうえで必要な施設の建設であることから、この転用については問題ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びに現地調査にあたられたました7番・森田君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

以上をもって、議案第68号、内容1件は原案可決されました。

◎議案第69号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第11。議案第69号、農地法第5条の規定による許可申請について、内容3件を議題といたします。

番号1を議題と致します。

なお、[]番・[]君は、農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象になっておりますので、除斥を求めます。

([]君退席)

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

議案第69号についてご説明させていただきます。

農地法第5条の規定による許可申請について、農地法第5条の規定による農地等転用のための権利移転（設定）の許可申請があった下記の件について、意見を求めるものであります。

許可を受けようとする土地の表示は、別紙のとおり3件となっております。

番号1。

所有者、[]さん。

転用者、[]さん。

土地の所在、字阿歴内原野南4線154の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、31,014.23㎡。

農地区分、農振農用地区域内農地。

土地利用計画、農振農用地区域。

契約内容、所有権移転。

転用目的、乾草庫・育成舎・哺育舎・処理室・管理室・導入舎・隔離舎・農家住宅・飼料庫・堆肥舎・尿溜め・エプロン施設の建設。

転用計画内容、期間、許可日から永久。

転用面積、乾草庫2棟729㎡、育成舎3棟5,224.50㎡、哺育舎1棟463.32㎡、処理室・管理室・導入舎・隔離舎計387.72㎡、農家住宅4棟137.25㎡、飼料庫1棟77.76㎡、堆肥舎1棟900㎡、尿溜め19.25㎡、エプロン2,533.50㎡、作業スペース20,541.93㎡。

事業費、367,010,000円。

番号1につきましては調査委員を、橘委員、甲斐委員、類瀬委員、大泉委員に依頼しておりますが、類瀬委員より報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 11番・類瀬君。

○11番（類瀬正幸君） 11番・類瀬。

議案第69号、番号1について報告いたします。

7月10日に事務局より調査の依頼があり、7月18日に橘委員、甲斐委員、大泉委員と私、事務局より小幡係長と、湊谷主事で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料12ページから15ページに記載されておりますのでご覧下さい。

申請者は、[]で哺育事業を行う予定の、[]さんで、売主の[]さんの土地に、農業用施設の建設と農家住宅建設を目的とし、転用の申請をするものです。

この転用を受けようとする土地の表示及び状況、また転用しようとする面積は記載のとおりと確認しております。

農地区分は、農振農用地区域内の農地と判断致します。

転用しようとする契約内容及び転用目的、転用計画については記載のとおり確認しております。

実行性、信用力については、転用に係る行為を遂行できると認められ、転用面積についても妥当

な面積と判断致します。

周辺農地へ及ぼす被害や支障等は認められませんでした。

農振農用地区域内の農地は原則不許可ですが、今後も営農を継続するために必要な施設の建設ということから、この転用については問題ないものと判断致しました。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びに現地調査にあたられたました[]番・[]君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

（[]君復席）

続いて番号2を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

番号2についてご説明させていただきます。

番号2。

所有者、[]、[]さん。

転用者、[]、[]さん。

土地の所在、字ルルラン16-1の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、30,575.60㎡。

農地区分、農振農用地区域内農地。

土地利用計画、農振農用地区域。

契約内容、使用貸借。

転用目的、ロール置場・スタック・作業敷地の確保。

転用計画内容、期間、許可日から永久。

転用面積、スタック5棟7,500㎡、ロール置場4,900㎡、作業敷地18,175.60㎡となっております。

番号2にきましては調査委員を、橘委員、甲斐委員、類瀬委員、大泉委員に依頼しておりますが、甲斐委員より報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 6番・甲斐君。

○6番（甲斐やす子君） 6番・甲斐です。

議案第69号、番号2について報告いたします。

7月10日に事務局より調査の依頼があり、7月18日に橘委員、類瀬委員、大泉委員と私、事務局より小幡係長と、湊谷主事で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料 9 ページから 11 ページに記載されていますのでご覧下さい。

申請者は、[] で営農する、[] さんで、貸主の [] さんの土地に、スタック建設を目的とし、転用の申請をするものです。

この転用を受けようとする土地の表示及び状況、また転用しようとする面積は記載のとおりと確認しております。

農地区分は、農振農用地区域内の農地と判断致します。

転用しようとする契約内容及び転用目的、転用計画については記載のとおり確認しております。

実行性、信用力については、転用に係る行為を遂行できると認められ、転用面積についても妥当な面積と判断致します。

周辺農地へ及ぼす被害や支障等は認められません。

農振農用地区域内の農地は原則不許可ですが、今後も営農を継続するために必要な施設の建設ということから、この転用については問題ないものと判断致しました。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号 2 について事務局の説明、並びに現地調査にあたられたました 6 番・甲斐君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「あり」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） 10 番・平間君。

○10 番（平間 清君） 10 番・平間です。

これ、先ほどの 16-1 の図面の案件ですよ。

これ 16-1 は 1 枚の地目なんですけど、ちょっと複雑な転用の形になっているんですけど、理由があれば教えていただきたいのですが。

○会長（佐瀬日出夫君） 農地係・湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい、16-1 なんですよけれども、3 回に渡って転用が出ておりました、昨年も出ておりますし、その前の年か前の前の年、27 年くらいにも一度出ておりました、残りのこの 16-1 の部分がこういう形になっておりました、16-1 すべてを転用をかける事で、こういう形になっております。

○会長（佐瀬日出夫君） 10 番・平間君。

○10 番（平間 清君） それで、これで 16-1 の転用は全て終わりということなので理解していいのかということと、現況はなにも施設等は建っていないのかという確認で、お願いします。

○会長（佐瀬日出夫君） 農地係・湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい、今回でこの地番につきましては転用が全て申請がなされているということになりますので。

調査に行った時には特になにも、今回申請地の方にはなにも施設等もありませんでしたので、ご報告致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 10 番・平間君、よろしいですか。

○10 番（平間 清君） わかりました。

○会長（佐瀬日出夫君） 他にご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については原案可決されました。

続いて番号3を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係(湊谷省吾君) はい。

番号3についてご説明させていただきます。

番号3。

所有者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

転用者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

土地の所在、字虹別原野408-1の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、5,903.47㎡。

農地区分、農振農用地区域内農地。

土地利用計画、農振農用地区域。

契約内容、使用貸借。

転用目的、スタックの設置。

転用計画内容、期間、許可日から永久。

転用面積、スタック4棟1,600㎡、作業敷地4,303.47㎡となっております。

番号3につきましては調査委員を、渡邊委員、嶋中委員、森田委員、熊谷委員に依頼しておりますが、報告を渡邊委員よりお願い致します。

○会長(佐瀬日出夫君) 9番・渡邊君。

○9番(渡邊裕義君) 9番・渡邊です。

議案第69号、番号3について報告いたします。

7月11日に事務局より調査の依頼があり、7月13日に嶋中委員、森田委員、熊谷委員と私、事務局より小幡係長、湊谷主事で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料3ページから5ページに記載されています。

申請者は、XXXXXXXXXXで酪農を営む、XXXXXXXXXXさんで、貸主のXXXXXXXXXXさんの土地に、スタック建設を目的とした、転用の申請をするものです。

この転用を受けようとする土地の表示及び状況、またを転用しようとする面積は記載のとおりと確認をしております。

農地区分は、農振農用地区域内の農地と判断を致します。

転用しようとする契約内容及び転用目的、転用計画については記載のとおり確認をしております。

実行性、信用力についても、転用に係る行為を遂行できると認められ、転用面積についても妥当な面積と判断を致します。

周辺農地への及ぼす被害や支障等は認められません。

農振農用地区域内の農地は原則不許可ですが、今後も営農を継続するために必要な施設の建設ということから、この転用については問題ないと判断致しました。

以上で報告終わります。

○会長(佐瀬日出夫君) 以上をもって番号3について事務局の説明、並びに現地調査にあたられ

ました9番・渡邊君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号3については原案可決されました。

以上をもって、議案第69号、内容3件は原案可決されました。

◎議案第70号

○会長(佐瀬日出夫君) 日程第11。議案第70号、農用地の買入協議に係る要請について、内容1件を議題と致します。

番号1を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係(湊谷省吾君) はい。

議案第70号について説明させていただきます。

農用地の買入協議に係る要請について、農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づき、所有権移転に係る利用調整申出のあった下記の農用地について、公益財団法人北海道農業公社による買入が特に必要と認められるので、同法第16条第1項の規定に基づき、標茶町長に買入協議の要請をすることについて議決を求めるものであります。

所有権移転に係る利用調整申出のあった農用地は、別紙のとおり1件となっております。

番号1。

利用調整申出者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

申出を受けた年月日、平成30年6月8日。

土地の所在、字クチョロ原野73-1。

地目、登記簿、山林。

現況、畑。

面積、43,636㎡外6筆、合計面積が299,419㎡となっております。

以上です。

○会長(佐瀬日出夫君) 以上をもって番号1について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

以上をもって、議案第70号、内容1件は原案可決されました。

◎議案第71号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第12。議案第71号、農用地利用集積計画の作成の要請について、内容5件を議題と致します。

お諮り致します。

番号1から番号3まで内容3件について、審議の都合上一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号3まで内容3件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長（小幡裕也君） はい。

議案第71号について説明させていただきます。

農用地利用集積計画の作成の要請について、下記の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められるので、標茶町長に農用地利用集積計画の作成を要請することについて議決を求めるものであります。

作成を要請する農用地利用集積計画、別紙のとおり5件となっております。

番号1。

利用権の設定等を受ける者、

さん。

利用権の設定等をする者、

さん。

土地の所在、字上オソツベツ原野基線48-2。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、20,429㎡外7筆、合計の面積は260,238㎡。

利用権設定等の種類は、所有権の移転。

利用権設定等の内容は、普通畑。

成立する法律関係は、売買。

所有権移転の時期は、平成30年7月30日。

対価の支払期限は、平成30年9月14日。

土地の引渡時期は、対価の支払日。

価格は、8,417,000円。

支払方法は、指定口座振込みとなっております。

なお、番号2、番号3につきまして、利用権設定等の種類、成立する法律関係、所有権移転の時期、対価の支払期限、土地の引渡時期、支払方法が番号1と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号2。

利用権の設定等を受ける者、

さん。

利用権の設定等をする者、

さん。

土地の所在、字オソツベツ408-6。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、7,371㎡外6筆、合計面積は142,805㎡です。

利用権設定等の内容は、普通畑及び採放地。

価格は、5,820,000円。

番号3。

利用権の設定等を受ける者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX

XXXXXXXXXXさん。

利用権の設定等をする者、XXXXXXXXXX、XXXXXXさん。

土地の所在、字ヌマオロ原野26-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、18,932㎡外30筆、合計の面積は802,619㎡です。

利用権設定等の内容は、普通畑及び採放地及び施設用地。

価格は、25,512,000円。

なお、番号1から番号3まで、全てあっせん案件でありますので改めての調査は行っておりません。

以上です。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって、番号1から番号3まで内容3件について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号3まで内容3件については原案可決されました。

続いて番号4を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長（小幡裕也君） はい。

番号4について説明させていただきます。

利用権の設定等を受ける者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX

XXXXXXXXXXさん。

利用権の設定等をする者、XXXXXXXXXX、XXXXXXさん。

土地の所在、字阿歴内原野北2線189-2の内。

地目、登記簿、牧場。

現況、畑。

面積、9,897㎡外3筆、合計の面積は61,076㎡です。

利用権設定の種類は、賃借権の設定。

利用権設定等の内容は、普通畑。

成立する法律関係は、賃貸借。

利用権の期間は、平成30年7月30日から平成36年5月28日まで。

土地の引渡時期は、平成30年7月30日。

金額は、年間184,000円。

支払方法は、毎年10月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号4につきましては、津野委員に現地調査を依頼しております。

調査結果についてご報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 13番・津野君。

○13番（津野 斉君） 13番・津野です。

議案第71号、番号4について報告致します。

7月10日付けで事務局より調査依頼がありまして、7月13日に現地調査を行ってまいりました。

利用権設定等の農地については、新規の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主の[]さん、相手側の希望により農地を貸付けするものです。

借主の[]さんは、農地を借り受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、借受者は認定農業者となっており、農用地の全てを効率的に利用して、耕作を行い、農作業に常時従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし適格であると判断致しました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって、番号4について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました13番・津野君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号4については原案可決されました。

続いて番号5を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長（小幡裕也君） はい。

番号5について説明させていただきます。

利用権の設定等を受ける者、[]、[]さん。

利用権の設定等をする者、[]、[]さん。

土地の所在、字雷別36-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、13,824㎡外5筆、合計の面積は73,070㎡です。

利用権設定等の種類は、賃借権の設定。

利用権設定等の内容は、普通畑。

成立する法律関係は、賃貸借。

利用権の期間は、平成30年7月30日から平成40年7月29日まで。

土地の引渡時期は、平成30年7月30日。

金額は、年間213,000円。

支払方法は、毎年10月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号5につきましては、類瀬委員に現地調査を依頼しておりますので、調査結果について報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 11番・類瀬君。

○11番（類瀬正幸君） 11番・類瀬です。

議案第71号、番号5について報告致します。

7月10日付けで調査依頼がありまして、7月17日に現地調査に行っておりまいました。

利用権設定等の農地については、継続の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主の[]さんは、相手側の希望により農地を貸付けするものです。

借主の[]さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、借受者は認定農業者となっており、農用地の全てを効率的に利用して、耕作を行い、農作業に常時従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし適格であると判断致しました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって、番号5について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました11番・類瀬君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号5については原案可決されました。

以上をもって、議案第71号、内容5件は原案可決されました。

◎閉議の宣告

○会長（佐瀬日出夫君） これをもちまして、第14回標茶町農業委員会総会に付議されました案件の審議は、全部終了致しました。

◎閉会の宣告

○会長（佐瀬日出夫君） 第14回標茶町農業委員会総会を閉会致します。

大変御苦労さまでした。

（午前11時45分閉会）